

6. 事業内容	事業対象地はいずれも貧困地域であり、安全な水や適切な衛生設備へのアクセスが著しく低く、水に起因する感染症にかかる危険性が非常に高い。このような状況を改善するため、本事業では3年間にわたり、対象地域の水衛生環境をインフラ整備と住民の能力強化の両面から支援する。 今期は、平成25年度の第1期で事業を開始した南東島の6つの学校とその学校が属するコミュニティ（以下、学校/コミュニティと表記）への継続支援に加え、南東島の新たな6つの学校/コミュニティ及び西島の4つのコミュニティへ支援を広げる。（参考資料2. 対象校の状況及び設備設置計画） 1. 学校対象の水衛生環境改善及び衛生トレーニング 1.1 給水設備・衛生設備の建設（南東島新規6校） 生徒が安全に利用することができる子どもにやさしく、ジェンダーに配慮した給水設備と衛生設備を建設する。 衛生設備は、生徒の性別や年齢に配慮した設計とするほか、障がい者用の個室も設置する。 給水設備は、水脈・地形の調査及び DINEPA（ハイチ水衛生局）との協議の結果、雨水を利用する給水設備を建設する。雨水はろ過し、塩素消毒をして飲料水として利用する。この方法は、対象地域で幅広く普及しており、水質の安全性は DINEPA が確認している。地域の平均的降雨量と既存の貯水タンク及び新規で建設する貯水タンクの集積量から、十分な量の安全な飲料水を安定して供給できるといえる。対象校には、初回のみ雨水を浄化する塩素消毒剤を支給するが、その後は、水管理の責任は学校が負う。 給水設備は、対象校の生徒と教師が利用するが、夏季休暇中など水量が十分な期間は、対象校とコミュニティが合意の上、近隣住民の利用を許可する。設備は耐用年数約10年で、1.2に記載してある「学校衛生委員会」が設備の清掃・維持管理の責任を負う。 （参考資料2. 対象校の状況及び設備設置計画、参考資料3. 対象地域写真、4. 雨水の年間及び月間供給量） 1.2 学校衛生委員会の設立とトレーニング（南東島新規6校） 学校の水衛生環境改善において中核的な役割を担う学校衛生委員会（校長、教師、用務員1人、生徒1人、保護者各2人、計7人×6校計42人）を設立する。委員へ衛生トレーニングを行い、トレーナーとして養成する。学校衛生委員会が中心となり、年間活動計画を作成し、他の生徒に対して衛生指導を行う。学校衛生委員会は衛生設備と給水設備の日々の清掃や維持管理について責任を負う。 1.3 教師トレーニング（追加の活動）（南東島新規6校） 学校における衛生トレーニングをより効率的に実施するため、対象校の教師（7人/校）に対してトレーニングを行う。トレーニングを受けた教師は学校衛生委員会とともに、生徒に対して継続的な衛生指導を行う。トレーニングには第1期対象6校の教師各1人にも参加してもらい、第1期に実施した学校衛生指導の成果及び学びについて共有してもらう。 1.4 学校啓発イベント（南東島継続6校、南東島新規6校） 第1期対象校及び第2期対象校の合計12校で実施する。学校衛生委員会が
---------	---

計画し、年 1 回学校で生徒自らが参加しつつ、衛生的生活習慣について楽しく学べるイベントを企画・実施する。

2. コミュニティ対象の水衛生環境改善及び衛生トレーニング

2.1 コミュニティ衛生クラブの設立と衛生トレーニング

(南東県継続 6 コミュニティ、南東県新規 6 コミュニティ、西県 4 コミュニティ)

各コミュニティで 4 つの衛生クラブ (①子どもクラブ、②若者クラブ、③母親クラブ、④父親クラブ、以上、各クラブ 15 人×4 クラブ×6 コミュニティ計 360 人) を設立し、コミュニティの衛生トレーニング・啓発活動のリーダーとして養成する。

トレーニングを受けた衛生クラブメンバーは、2.2 で設立される「コミュニティ衛生委員会」とともに、住民間で衛生知識を普及させ、住民の行動変容を促し衛生習慣を改善する役割を担う。

衛生クラブメンバーへのトレーニングは、1) 合同ワークショップと 2) 定期講習会を通じて実施する。合同ワークショップでは、衛生クラブメンバー全員が一同に会し、クラブの目的を共有するとともに、年間の活動計画を作成する。毎月 1 回開催される定期講習会では、衛生知識や衛生習慣について教える。トレーニングを受けたコミュニティ衛生クラブは、住民の衛生知識及び衛生習慣の現状調査やコミュニティ啓発イベントの企画・実施、家族や同僚、友人への衛生知識の普及、世帯トイレ建設・修繕にかかる支援を行う。

2 年目となる第 1 期にトレーニングを開始した南東県継続 6 コミュニティの衛生クラブメンバーへの定期講習会では、衛生クラブメンバーがトレーナーとして、より主体的に活動できるようファシリテーションの方法などを中心に教える。また、第 2 期対象コミュニティの衛生クラブメンバーへの合同ワークショップには、第 1 期対象コミュニティの衛生クラブメンバーの代表者にも参加してもらい、第 1 期の経験談を共有しながら学びあう場とする。

西県 4 コミュニティでは、第 2 期の第 4 四半期で、各対象コミュニティのコミュニティリーダーと協議し、衛生クラブを設立する。実際にトレーニングを開始するのは、第 3 期の第 1 四半期となる。

2.2 コミュニティ衛生委員会の設立とトレーニング

(南東県新規 6 コミュニティ)

衛生に関する知識を広め、地域の住民の衛生習慣を改善するための中核的な役割を果たすコミュニティ衛生委員会 (7 人前後 (5~10 人) ×6 コミュニティ計 42 人前後) を設立し、衛生トレーニング・啓発活動のリーダーとして養成する。委員の数は、コミュニティの規模によって変動するものとする。委員は、コミュニティの衛生環境の改善に意欲的な住民から選定し、衛生クラブメンバーをリードし、住民間で衛生知識を普及させ、行動変容を促す役割を担う。コミュニティ衛生委員は、衛生クラブが実施する世帯調査結果の管理及び住民への世帯トイレ建設・修繕にかかる支援を行う。

2.3 世帯トイレ建設支援

(南東県継続 6 コミュニティ、南東県新規 6 コミュニティ)

世帯トイレ建設は屋外排泄の根絶には不可欠である。南東県新規 6 コミュニティでは、当団体のエンジニアがまず、地元の石工 (5 人×6 コミュニティ

	計 30 人) に対して低コストでできる世帯トイレの建設方法を指導する。トレーニングには、第 1 期にトレーニングを受けた石工 6 人 (1 人/コミュニティ) を参加させ、第 1 期の成果及び学びを共有してもらう。トレーニングを受けた石工がコミュニティの各世帯をまわり、世帯トイレの建設方法を指導する。南東県継続 6 コミュニティでは、第 1 期にトレーニングを受けた石工がトイレの建設方法の指導を継続する。 2.4 コミュニティ啓発イベント (南東県継続 6 コミュニティ、南東県新規 6 コミュニティ) 衛生クラブと衛生委員会が中心となり、各コミュニティあるいは複数のコミュニティ合同で、年 1 回の啓発イベントを企画・開催する。イベントは「世界水の日」や「カーニバル」の時期に合わせて行い、多くの住民が参加でき、楽しみながら衛生知識を学び、衛生習慣を変えることの重要性を学べる内容とする。 3. <u>上記 1. 2 にまたがる能力強化</u> 3.1 評価ワークショップ 水衛生事業関係者及び対象校やコミュニティ代表者が一同に会し、活動を振り返り、学びを次年度に活かすための「評価ワークショップ」を実施する。 (参考資料 5. トレーニングリスト)
7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など	①これまでの事業における成果 第 1 期 (2014 年 9 月末まで) では、以下の成果が出ている。 3. 学校対象の水衛生環境改善及び衛生トレーニング 1.1 対象 6 校の衛生設備の建設終了 各対象校の生徒の数及び性別、年齢、障がい者などを考慮して建設した。設備は、ハイチ教育省の基準を満たすとともに当団体の方針である子どもに優しく、ジェンダーに配慮した設備を建設した。これまで生徒たちは、老朽化し、排泄物があふれた不衛生な設備の使用を避け屋外排泄をしていたため、学校内は悪臭が漂うなど衛生環境は劣悪だった。清潔で使いやすい衛生設備が建設されたことで、生徒たちが屋外排泄をすることはなくなり、学校の衛生環境が著しく改善した。 1.2 対象 6 校の給水設備の建設開始 マリゴ郡 (3 校) では、DINEPA と協議した結果、裨益エリアの拡大を図るため、井戸建設から湧水を利用する給水システムの設置に変更し、建設を開始した。これにより当初の設定した以上の成果が期待できる。 カイエス・ジャクメル郡 (3 校) では、事業開始後に実施した詳細な地下水調査の結果を踏まえ、雨水を利用した給水設備を建設に変更し、建設を開始した。対象地域の過去の降雨量や建設設計を十分に検討した結果、雨水の利用で対象校に質・量ともに安定した飲料水を供給できる。 適切な給水設備の建設により、生徒や近隣住民に安全な水を供給することができるようになり、水因性の感染症が減少する。また、授業中に喉が渇き、勉強に集中できないということがなくなり、生徒の態度が変わり、学習の質が大幅に向上することが期待される。(全設備とも 10 月末工期終了予定)

1.3 学校衛生委員会の設立とトレーニング

各学校で7人（校長、教師、用務員各1人、生徒、保護者各2人）からなる学校衛生委員会を設立し、トレーニングを実施した。委員が中心となり年間活動計画を作成し、学校での衛生指導を開始した。衛生委員会が中心となり、質の高い衛生指導を実施し、生徒が衛生知識及び衛生習慣を習得することができた。また、生徒が各家庭に戻り、保護者や近隣住民に学校で学んだ衛生知識や衛生習慣を伝え、保護者や住民の衛生習慣の改善にもつながった。

トレーニングを受けた衛生委員の数：7人×6校計42人

1.4 学校衛生委員会による学校啓発イベント

10月15日の「世界手洗いの日」に合わせ、実施予定。

2. コミュニティ対象の水衛生環境改善及び衛生トレーニング

2.1 衛生クラブの設立と衛生トレーニング

2月に全クラブのメンバーが一同に会する合同ワークショップを実施し、衛生クラブの役割や活動内容を共有した。4月以降は、当団体のスタッフが各クラブを定期的に訪問し、衛生クラブメンバーを啓発活動のリーダーとして育成した。衛生クラブメンバーの主体的な活動により、地域住民の衛生知識及び衛生習慣が改善され、雨水を適切に浄化し飲料水とする、ごみを分別して捨てる、トイレを清掃し清潔に保つなどの、様々な行動変容が見られるようになった。今後も衛生クラブメンバーの継続的な活動を通じて、コミュニティ全体の衛生環境が改善されることが期待される。

トレーニング中の衛生クラブメンバーの数：計360人

2.2 コミュニティ衛生委員会の設立とトレーニング

コミュニティの衛生改善に意欲的な住民から成るコミュニティ衛生委員会を設立し、彼らに対してトレーニングを実施した。衛生委員会は、2.1で設立した衛生クラブメンバーをリードし、住民間で衛生知識及び衛生習慣を普及させ、コミュニティの衛生環境を改善した。また、コミュニティ衛生委員会が中心となり、他の余裕がある世帯から資金と資材を募り、対象世帯の中でも特に困窮している世帯がトイレを建設できるよう支援する体制が自発的に構築された。今後も住民主体で行う世帯トイレ建設及び修繕活動が広がり、屋外排泄をする人口が減少することが期待される。

メンバーになった衛生委員会の数：計48人

※コミュニティ衛生委員の数は計30人（5人/コミュニティ）の予定であったが、対象コミュニティの規模を踏まえ、増員した。

2.3 石工のトレーニング

当団体のエンジニアが石工に対して、住民自らが安価に建設可能な世帯トイレの建設方法を指導した。トレーニングを受けた石工が、各世帯をまわりトイレ建設の指導を開始した。2.2で設立されたコミュニティ衛生委員会の支援により、自力で世帯トイレを建設する住民が出始めた。

事業形成時に、新たに359基の世帯トイレが建設されることを目標としていたが、既にトイレを所有しており、軽微な修繕をおこなうことでトイレを使用できるようになった世帯も多くいた。住民が適切なトイレを所有し、使用できるようになったという観点では、概ね目標値を達成することができた。

トレーニングを受けた石工の数：計 24 人

地元住民により建設された世帯トイレの数：75 基

地元住民により修繕された世帯トイレの数：280 基

世帯トイレを利用できるようになった住民の数：1,775 人※

※ 1 世帯 5 人で計算

2.4 コミュニティにおける衛生啓発イベント

2.1 で設立された衛生クラブメンバーが中心となり、6つのコミュニティで啓発イベントを実施した。歌や音楽、ダンスを取り入れたことで、多くの住民が参加し、楽しく衛生知識について学ぶことができた。この啓発イベントの後、参加住民から正しい衛生知識がコミュニティ全体に伝えられ、コミュニティでゴミの分別や飲料水の適切な浄化方法、トイレ後の手洗いの習慣などが根付き始めた。

イベントに参加した住民の数：6 コミュニティで計 1,923 人

3. 上記 1. 2. にまたがる能力強化

3.1 導入ワークショップ

事業の概要について、DINEPA 及び教育省、保健省などの水衛生事業関係者に共有することを目的として、導入ワークショップを開催した。関係者間で、対象校及びコミュニティの衛生環境改善のため協力していくという共通の目的意識を持つことができた。

ワークショップに参加した関係者の数：18 人

② これまでの事業を通じての課題・問題点

1. 給水設備の建設の遅れ

給水設備の水源を地下水から湧水及び雨水に変更したことで、新たな給水設備の設計と予算の策定が必要となり、進捗に遅れが生じた。

2. 学校における衛生トレーニング

学校衛生委員会のみでは、他の生徒へ継続的な衛生指導を行うことが難しいことが判明した。また、給水設備建設の進捗の遅れに伴い、学校啓発イベントの実施が遅れた。

3. 石工によるコミュニティでの世帯トイレ促進支援

対象地域の山間部では世帯が散在しており、予定していた石工 2 人だけで世帯をまわり、世帯トイレの建設支援を行うことが難しいことが判明した。

③ 上記②に対する今後の対応策

1. 第 2 期事業計画のため、DINEPA との協議及び水源・水脈調査を徹底したため、計画通りの実施が見込める。また、第 1 期より余裕を持った工期を設定し、給水設備建設の進捗に遅れが出ないようにする。

2. 対象校の教師に対して衛生トレーニングを行い、教師が学校衛生委員会とともに、校内での衛生指導や生徒の衛生行動のモニタリングができる体制を構築する。また、2. の給水設備の進捗が予定通りいくことで、学校啓発イベントの実施を早めることが可能となる。

	3. 石工の数を各コミュニティ 2 人から 5 人に増加し、世帯トイレの建設支援をより効率的に実施する。
8. 期待される成果と成果を測る指標 南東県継続 6 校 生徒数 1,483 人 教師数 52 人 南東県新規 6 校 生徒数 1,957 人 教師数 73 人	・ 直接裨益者数：12,328 人 ・ 間接裨益者数：42,126 人 ・ (参考資料 6. 裨益者内訳) 1. 学校の水衛生環境が整備、維持管理される。また、教師、生徒が適切な衛生知識を身につける (成果) ・ 学校で適切な給水・衛生設備が整備、活用される ・ 学校衛生委員会により衛生施設が清潔に清掃され、維持管理される ・ 学校衛生トレーニングが実施される ・ 教師トレーニングが実施される ・ 学校で啓発イベントが開催される ・ 生徒が衛生知識を習得し、その重要性を理解し、衛生習慣が改善される (指標) ⇒南東県新規 6 校の全生徒及び教師が改善された上記の設備を使用する ⇒南東県継続 6 及び新規 6 校の全生徒及び全教師がトレーニングを受ける ⇒南東県新規 6 校の学校衛生委員 42 人がトレーニングを受ける ⇒南東県新規 6 校の教師 42 人が教師トレーニングを受ける ⇒南東県継続 6 及び新規 6 校の全生徒及び教師がイベントに参加する ⇒南東県継続 6 校及び新規 6 校の全生徒の 70% に手洗いの習慣が根付く 2. コミュニティの住民が正しい衛生知識を得る。また、住民が自力で世帯トイレを建設及び修繕する ※事業開始後のニーズ調査で、既にトイレを所有しており、軽微な修繕を行うことで、トイレを使用できるようになる世帯も多いことが判明したため、期待される成果（事業目標）を「住民が自力で世帯トイレを建設する」から「住民が自力で世帯トイレを建設及び修繕する」に修正する。 (成果) ・ 各コミュニティに 4 つの衛生クラブが設立され、啓発活動のリーダーになるべくトレーニングが実施される ・ トレーニングを受けた衛生クラブによりコミュニティ住民へ衛生知識及び衛生習慣が普及される ・ 各コミュニティにコミュニティ衛生委員会が設立され、啓発活動のリーダーになるべく衛生トレーニングが実施される ・ トレーニングを受けたコミュニティ衛生委員会によりコミュニティ住民へ衛生知識及び衛生習慣が普及される ・ 石工のトレーニングが実施される ・ コミュニティで啓発イベントが開催され、住民に衛生知識が普及される ・ 住民が衛生知識を習得し、その重要性を理解し、衛生習慣が改善される ・ 自力で世帯トイレが建設及び修繕される (指標) ⇒南東県新規 6 及び西県 4 コミュニティで衛生クラブが設立される ⇒南東県継続 6 及び新規 6 コミュニティで各 360 人が衛生クラブトレーニングを受ける

- ⇒南東県新規 6 コミュニティのコミュニティ衛生委員 4 2 人がトレーニングを受ける
- ⇒南東県継続 6 及び新規 6 コミュニティでそれぞれ 1, 8 0 0 人がイベントに参加する
- ⇒南東県新規 6 コミュニティの石工 3 0 人がトレーニングを受ける
- ⇒衛生クラブメンバーによる個別訪問を受けた世帯の 8 0 % に衛生習慣の実践が見られる※ 1
- ⇒南東県継続 6 コミュニティで 3 5 9 基、南東県新規 6 コミュニティで 5 8 6 基の世帯トイレが自力で建設及び修繕される
- ⇒南東県継続 6 コミュニティで 1, 7 9 5 人、南東県新規 6 コミュニティで 2, 9 3 0 人が世帯トイレを利用できるようになる※ 2

※ 1. 衛生習慣の実践とは、飲料水を適切に浄化し維持管理する、ゴミを所定箇所に捨てる、トイレ後に手を洗う、調理前及び食事前に手を洗う、などを指す。

※ 2. 1 世帯 X 5 人で計算

3. 水衛生事業関係者の連携が強化される

(成果)

- ・ 水衛生事業関係者間で本事業の成果および学びが共有される

(指標)

- ⇒上記の水・衛生環境改善事業のワークショップに以下の人員が参加する。
DINEPA 職員 7 人、保健省職員 2 人、教育省職員 2 人、その他パートナー団体職員 7 人 (計 1 8 人)

対象地域には、上記の成果以上に、以下のようなインパクトがもたらされることが期待される。

当事業を通して対象校の生徒は新しい給水設備から安全な飲料水を十分に飲むことができるようになる。生徒の健康状態が改善されることに加え、のどが渇いて授業に集中できなかった生徒の学習態度は変わり、学習効率が上がる。清潔で使いやすい衛生設備がないために登校をやめてしまった生徒は学校に戻ってくる。それによってより多くの子どもたちが初等教育を修了できる可能性が高まる。

また、コミュニティにおいては地道で継続的な草の根の啓発活動を通して多くの世帯が衛生知識を得てそれまでの屋外排泄をやめて自力で建設したトイレを使用ようになる。この行動の変化が住民の健康と地域の環境を守ることにつながる。そう実感することで、屋外排泄根絶への動きはさらに地域で広がりを見せ、住民の健康促進に貢献できる。